

“志”プロジェクト実行委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、“志”プロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、「大阪と宮城県亘理地域をつなぐ民・官・産・学復興支援プロジェクト」事業（以下「本事業」という。）実施の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容は、以下の通りとする。

- ①平成24年度「新しい公共の場づくりのためのモデル事業<震災対応案件>」に係る事業の実施。
 - ・ 被災地農業復興
 - ・ 被災地の雇用創出
 - ・ 民・官・産・学の交流促進
- ② その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 委員会は別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。また、委員についても別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 構成団体は、委員会の目的を達成するために、協力して活動する。
- 3 任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員及び職務)

第5条 委員会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 事務局を大阪市福島区吉野 **4-29-20** 大阪NPOプラザ **201** 号 特定非営利活動法人大阪NPOセンター内に置く。

(総 会)

第7条 平成25年3月に総会を実施する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を召集することができる。

- 2 総会は、事業報告、収支決算、その他本事業に関する重要事項について報告する。
- 3 臨時総会は、特に必要とする事項について審議する。
- 4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 総会は、必要に応じて書面、または電子メールによる開催とすることができる。

(経 費)

第8条 本事業の一切の経費は、特定非営利活動法人大阪 NPO センターで負担するものとして、構成団体には一切の負担を行わないものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、特定非営利活動法人大阪 NPO センターに置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて構成団体が協議して定める。

(解 散)

第11条 ネットワークは構成団体の3分の2以上の賛成を得た場合、解散する。

附 則

- 1 この規約は、委員会の設立の日（平成24年5月22日）から施行する。
- 2 大阪府「新しい公共支援モデル事業」に採択されない場合、委員会は解散する。
- 3 平成25年度以降については、改めて規約の見直しを行う。

構成員（平成24年7月20日現在）

| 構成団体及び役職 | 委員氏名 |
|---------------------------|----------|
| 農事組合法人マイファーム亙理協同組合 理事 | 千葉 義昭 |
| 株式会社ふるさとファーム 代表取締役 | 田澤 文行 |
| 株式会社マイファーム 代表取締役 | 西辻 一真 |
| 特定非営利活動法人東北みち会議 理事長 | 鏡 啓記 |
| 特定非営利活動法人大阪NPOセンター理事・事務局長 | 山田裕子（会長） |
| たかつき京都ホテル 総支配人 | 内田 佳成 |
| 株式会社マナ 代表取締役 | 井伊 修一 |
| 微生物的環境技術研究所 代表 | 平井 孝志 |
| 高橋アグリビジネスクリニック 代表 | 高橋 太一郎 |
| 高槻商工会議所中小企業相談所 所長 | 廣芝 通生 |
| 高槻市産業環境部産業振興課 課長 | 楠 直人 |